

第1章 序論

1-1 本研究の背景

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）が2001年5月1日に施行されてから6年が経過した。

この現行制度において定義されている食品廃棄物を輩出する事業者は、廃棄物対策に取り組むことが義務となっている¹⁾。

一方、学校教育等を行う者については、教育や福祉等の一環として食事を提供し、一定規模の食品廃棄物等を継続的に発生させているものの、その実態等を勘案し、再生利用等に取り組む必要性は低いと判断されたことから、現行制度においては、食品関連事業者とされていない²⁾。

しかしながら、食育の推進の一環として、再生利用等に関する体験活動を推進することの重要性は、近年高まっており、学校給食から発生する食品廃棄物等の再生利用に取り組み、再生利用製品を用いて生産された農畜産物を学校給食に利用する取組等も各地で実施されつつある³⁾。

食品リサイクル法の対象へ追加される場合、各地域においてその実情に合った再生利用に取り組むことが急務になることが予測される。

しかし、現時点で実施されている、学校給食由来の食品廃棄物についての再生利用については現状を把握しきれておらず、取組促進に向けた具体策について検討するための明確な資料は少ない³⁾。よって、現在学校給食由来の食品循環資源リサイクル活動状況を明らかにする必要がある。

1-2 本研究の目的

本研究の目的は、以下の4点である。

学校給食由来の食品廃棄物のリサイクルの傾向を把握し、食品循環資源としての有用性を見出すこと。

学校給食由来の食品循環資源リサイクル取組事例を「全体の概要」「背景・経緯」「特徴・成果」「今後の課題」の4点から把握し、実施状況の事例集を作成すること。

学校給食由来の食品循環資源リサイクルを扱う取組の良例を示し、それぞれの詳細を把握し、特徴を抽出すること。

各取組事例を基に学校給食由来の食品循環資源リサイクルを推進する条件の提案を行うこと。

1-3 本研究の意義

本研究によって、「学校給食由来の食品廃棄物 = 質の良い食品循環資源」という有用性を向上し、さらに各地の取組の実施上の特徴が明らかになることで、その成果が、これから

他地域で同種の取組活動を進める上での参考資料となる。

また、地域コミュニティの中で指導的な立場にある学校施設において、食品リサイクルの面から学校給食に期待される役割を明確に位置づけることは、環境教育や食育の一環としてこれからの環境問題を担う子ども達に実感を与える可能性を把握するための参考資料となると考えられる。

1-4 本研究の方法

本研究では主に、現地調査とアンケート調査票送付による調査によって研究を進めていく。研究の流れを図 1-1 に示す。図中の章番号は、本論文中的対応する章を示している。

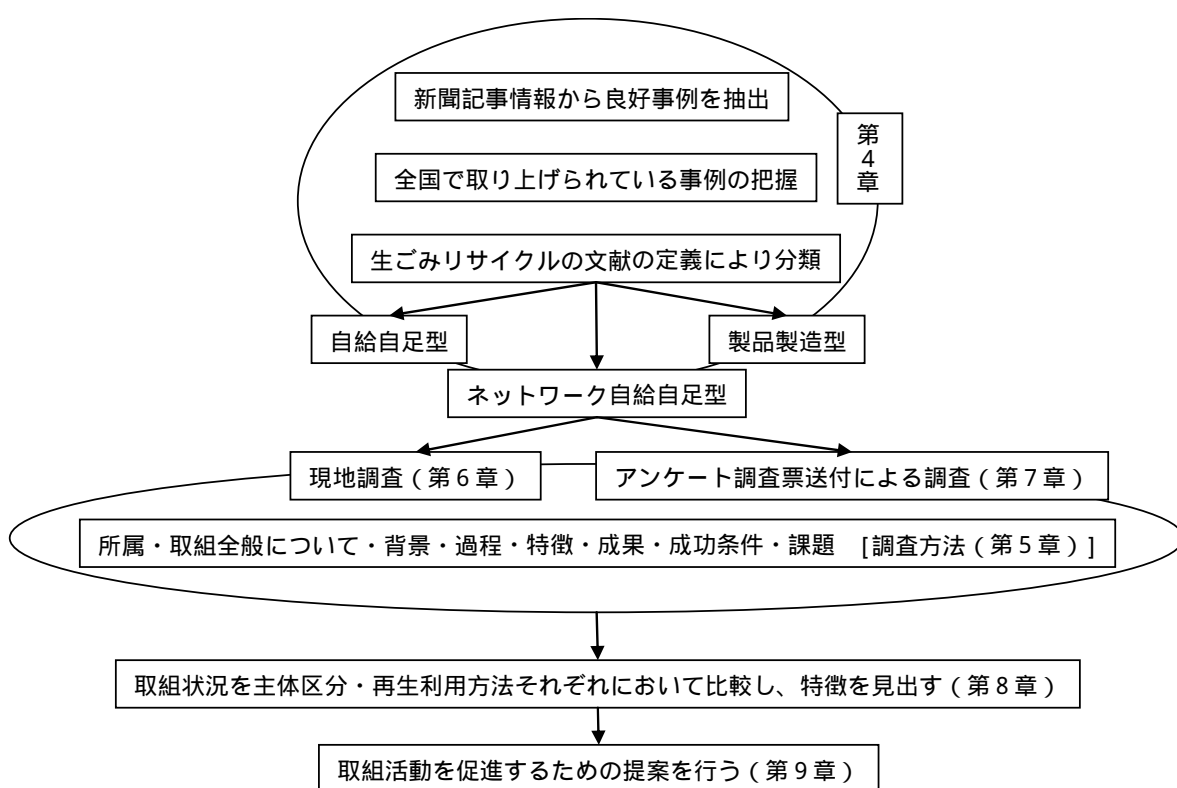


図1-1 研究の流れ

図 1-1 に示すように、研究の流れとしては、まず、各地域の情報を幅広くカバーしている情報ソースから事例を抽出し、生ごみリサイクルにおける既存研究の定義と本研究からの判断により良例と定義したネットワーク自給自足型⁴⁾の事例を選出する。その良例について現地調査とアンケート調査票送付による調査を行い、現取組の詳細や状況を把握する。調査においては、「取組全般について」「背景・過程について」「目的・成果について」「今後の課題について」の4点から主に調査する。

続いて、調査結果をもとに取組主体区分・再生利用方法区分から各傾向・相違点を比較し、原因を考察する。それによって、今後の学校給食由来の食品循環資源リサイクルを推進するための方法を提案する。

1-5 本研究の構成

第1章は、本研究の背景、目的、意義、方法、構成、用語の序論。

第2章は、食品リサイクルの現状や食品リサイクル法、各処理方法の説明。

第3章は、食品リサイクルにおける学校給食由来の食品循環資源について(目的)。

第4章は、学校給食由来の食品循環資源リサイクルについての取組事例調査。(目的)

第5章は、学校給食由来の食品循環資源リサイクル取組活動事例に関する調査方法。

第6章は、学校給食由来の食品循環資源リサイクル活動を実施している事例の活動状況を事例集としてまとめる。[現地ヒアリング調査](目的)

第7章は、学校給食由来の食品循環資源リサイクル活動を実施している事例の活動状況を事例集としてまとめる。[現地ヒアリング調査以外](目的)

第8章は、学校給食由来の食品循環資源リサイクル活動の取組についての比較・考察(目的)

第9章は、本研究の結論・まとめを行うと共に、学校給食由来の食品循環資源リサイクルを推進する条件について提案を行う。(目的)

1-6 本研究の用語

学校給食

「学校給食」とは義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう⁵⁾。

食品廃棄物等

「食品廃棄物等」とは次に掲げる物品をいう。

ア 食品が食用に供された後に、又は食品に供されずに廃棄されたもの(食べ残し、製品廃棄等)。

イ 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することが出来ないもの。

食品循環資源

「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち肥料、飼料等の原材料となるような有用なものをいう。

学校給食由来の食品循環資源

学校給食の調理過程で発生する調理くず、給食後の食品廃棄物のうち、肥料、飼料の原材料となるようなものをいう。

発生の抑制

「発生の抑制」とは、食品廃棄物等の発生を未然に抑制することをいう。

減量

「減量」とは、食品廃棄物等の量を脱水・乾燥等の方法により減少させることをいう。

再生利用

「再生利用」とは、自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料等の製品の原材料に利用すること、又は利用するために譲渡するということをいう。

再生利用等

「再生利用等」とは、再生利用、発生抑制、減量（乾燥・脱水・発酵・炭化）のことをあわせていう。

取組開始時期

「学校給食由来の食品循環資源リサイクル」が発案され、その構想を実験等で実施を開始した時期のことを指す。

<参考文献>

- 1) 農林水産省：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
< http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/recycle/law/03/ordinance01.html > , 2006-12-13
- 2) 学校教育における食品循環資源の再生利用等の取組状況
< <http://www.env.go.jp/council/03haiki/y0314-03/mat03.pdf> > , 2006-12-13
- 3) 食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会，第 10 回食品リサイクル小委員会中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会：参考資料 14，資料 3，食育基本法参照条文
< http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/recycle/10/ref_data14.pdf > , 2006-12-13
- 4) 八都県市廃棄物問題検討委員会：データライブラリー，生ごみ等の処理および有効利用に関する調査報告書，第 4 章リサイクル事例調査
< http://www.8tokenshi.jp/data/1211_01_10.html > , 2007-09-13
- 5) 文部科学省：我が国における学校保健の変遷と仕組み，学校給食について
< http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kokusai/002/shiryou/020801ei.htm > , 2007-11-11

